

(1) 欧州宇宙機関 (ESA) 設立条約

発効 1981年10月30日

- 第1条 機関の設立
- 第2条 任務
- 第3条 情報及びデータ
- 第4条 要員の交流
- 第5条 活動及び計画
- 第6条 施設及び業務
- 第7条 産業政策
- 第8条 打上げ機及び宇宙輸送システム
- 第9条 設備の使用、加盟国に対する援助及び生産物の提供
- 第10条 組織
- 第11条 理事会
- 第12条 事務局長及び職員
- 第13条 財政拠出
- 第14条 協力
- 第15条 法的地位、特権及び免除
- 第16条 改正
- 第17条 紛争
- 第18条 義務の不履行
- 第19条 権利及び義務の継続
- 第20条 署名及び批准
- 第21条 効力発生
- 第22条 加入
- 第23条 通告
- 第24条 廃棄
- 第25条 解散
- 第26条 登録

第1条 機関の設立

- 1 この条約によって、「欧州宇宙機関」(以下「機関」という。)の名称を有する欧州機関を設立する。
- 2 機関の加盟国(以下「加盟国」という。)は、第20条及び第22条の適用上、この条約の締約国である国である。
- 3 すべての締約国は、第5条1(a)の規定にいう義務的活動に参加し、附属書2に定められた機関の固定共同経費を拠出する。
- 4 機関の本部はパリ地域に置く。

第2条 任務

機関は、次の手段で、宇宙研究及び技術並びにその宇宙応用を科学的目的及び運用中の宇宙応用システムに利用するために、もっぱら平和的な目的で、これらの分野における欧州諸国間の協力を確保し、かつ、発展させる任務を有する。

- (a) 長期的な欧州宇宙政策を作成し実施すること、加盟国に対して宇宙に係る目標を勧告すること、及び他の国家的・国際的な組織及び機関に関する加盟国の政策について協議すること。
- (b) 宇宙分野における活動及び計画を作成し及び実施すること。
- (c) 欧州宇宙計画及び国家計画を調整し、実用衛星の開発に関して、国家計画を徐々にかつ可能な限り完全に欧州宇宙計画に統合すること。
- (d) 機関の計画に適当な産業政策を作成し及び実施すること、及び加盟国に一貫した産業政策を勧告する。

第3条 情報及びデータ

- 1 加盟国及び機関は、宇宙研究及び技術並びにその宇宙応用の分野に属する科学的及び技術的情報の交換を容易にする。ただし、いずれの加盟国も、機関の枠外で得た情報の通知が、自国の安全保障の必要性、第三者との協定の規定又は当該情報を得た条件に適合しないと考える場合には、当該情報を通知する義務はない。
- 2 5条に定める活動の実施を確保するにあたって、その科学的成果を実験の主任研究者が利用した後に公表し、又はその他の方法で広く入手できるように配慮する。この結果生ずる還元されたデータは機関の財産である。
- 3 機関は、契約又は協定の締結にあたって、それらから生ずる発明又は技術データに関して、自己の利益及び関連計画に参加する加盟国の利益、並びにその管轄下にある自然人及び法人の利益の保護のために適切な権利を留保する。これらの権利は、特にアクセス権、開示権及び利用権を含む。これらの発明及び技術データは参加国に通知される。
- 4 機関の財産である発明及び技術データは加盟国に開示する。当該加盟国及びその管轄下にある自然人又は法人は、無料で自身の必要のために利用することができる。
- 5 理事会は、前記の諸規定の適用の詳細な規則をすべての加盟国の2/3の多数によって採択する。

第4条 要員の交流

加盟国は、自国の領域への入国、滞在又は自国の領域からの出国に関する法令の要員への適用に適合する範囲内で、機関の権限内の業務に関係する要員の交流を容易にする。

第5条 活動及び計画

- 1 機関の活動は、すべての加盟国が参加する義務的活動及び当該活動への参加に関心がないことを明瞭に宣言する加盟国を除いてすべての加盟国が参加する選択的活動を含んでいる。
 - (a) 機関は、義務的活動として、
 - (i) 教育、資料収集・分類整理、将来のプロジェクトの研究及び技術研究作業のような基礎的な活動の実施を確保する。
 - (ii) 衛星その他の宇宙システムを含む科学的計画の作成及び実施を確保する。
 - (iii) 関連情報を収集しかつ加盟国に対してこれを配布し、欠陥及び重複を指摘し、国際的及び国家的な計画の調和のために助言及び援助を与える。
 - (iv) 宇宙技術の利用者との定期的な接触を維持し、彼らの必要について調査する。

- (b) 機関は、選択的活動として、附属書3の規定に基づいて、特に次のものを含むことができる計画の実施を確保する。
 - (i) 衛星その他の宇宙システムの研究、開発、製造、打上げ、軌道投入及び管理。
 - (ii) 打上げ手段及び宇宙輸送システムの研究、開発、製造、利用。
- 2 機関は、宇宙応用の分野において、必要な場合には、すべての加盟国の過半数による議決によって理事会が定める条件で運用活動を確保することができる。機関は、従って、次のことを行う。
 - (a) 関係運用機関に対して、機関の施設で当該運用機関の役に立つものを自由に使用させる。
 - (b) 必要な場合には、関係運用機関のために、運用中の実用衛星の打上げ、軌道投入及び管理を確保する。
 - (c) 利用者によって要請され、理事会によって承認されるその他のすべての活動を実施する。運用活動の経費は当該利用者が負担する。
- 3 機関は、第2条(c)に定める計画の調整及び統合として、適当な時に、加盟国から新しい宇宙計画に関するプロジェクトの通知を受け、加盟国の間での協議を容易にし、必要な見積を行い、かつすべての加盟国の全会一致によって、理事会が採択する適切な規則を作成する。計画の国際化の目的及び手続は附属書4に定める。

第6条 施設及び業務

- 1 機関は、機関に委任された計画の実施について、
 - (a) これらの義務の準備及び監督に必要な内部の能力を維持し、この目的上、当該活動に必要な施設及び設備を設置しかつ運用する。
 - (b) 加盟国の国家機関による計画又は当該機関との協力による計画の若干の部分の実施を可能にする特別な取極、又は機関自体による若干の国家の設備の管理に関する特別な取極を締結することができる。
- 2 当該計画の実現にあたって、加盟国及び機関は、既存の設備及び利用可能な業務を最善にかつ優先的に利用するように努め、かつ、これらを合理化するように努める。従って、既存の手段の利用可能性を検討した後にはのみ、新しい設備及び業務を設置する。

第7条 産業政策

- 1 機関が第2条(d)に基づいて作成しかつ適用する任務を有する産業政策は、特に次のことを考慮しなければならない。
 - (a) 欧州宇宙計画及び調整された国家宇宙計画の必要に費用対効果的な方法で対応すること。
 - (b) 宇宙技術を維持し及び開発し、市場の必要に適合する産業構造の合理化及び開発を奨励し、第1にすべての加盟国の既存の産業の潜在力を利用することにより、世界における欧州産業の競争力を改善すること。
 - (c) すべての加盟国が、その財政拠出金を考慮して、欧州宇宙計画の実施及び宇宙技術の関連開発に衡平に参加すること、及び機関は、特にその計画の実施上、機関のために開始された技術的利益を有する作業に参加する最大限の可能性を与えられている加盟国全体の産業を最大限可能な限り優先する。
 - (d) すべての場合において競争入札の利点を利用すること。ただし、これが産業政策の規定されたその他の目標に適合しない場合を除く。理事会は、すべての加盟国の全会一致によって、その他の目標を定めることができる。これらの目標の実現に関する詳細な規定は、附属書5及び理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって採択され、かつ、定期的に改正の対象となる規則において定める。
- 2 機関はこれらの計画の実施について、第6条1の規定に定める内部の能力の維持と両立し得る限度において、外部の契約者を最大限に利用する。

第8条 打上機及び宇宙輸送システム

- 1 機関は、自己のミッションを定めるにあたって、計画の枠内で開発された又は加盟国によって若しくは機関の実質的な貢献によって開発された打上げ機その他の宇宙輸送システムを考慮し、その利用が考慮の際に入手可能な他の打上げ機又は宇宙輸送手段の利用に比して、費用、信頼度及び任務への適合の面で過度に不都合である場合を除いて、所要の搭載物のための、これらの打上げ機その他の宇宙輸送システムの利用を優先する。
- 2 5条に定める活動又は計画が、打上げ機又はその他の宇宙輸送システムの利用を含む場合には、当該計画が承認又は受諾のために理事会に提出される際に、考慮する打上げ機又は宇宙輸送システムについて理事会に通知する。計画の実施中に参加国が、当初採用されたもの以外の打上げ機又は宇宙輸送システムを利用することを希望する場合には、理事会は、計画の当初の承認又は受諾についてと同じ規則に基づいて、この変更に関して決定する。

第9条 設備の使用、加盟国に対する援助及び生産物の提供

- 1 機関は、機関の活動及び計画のための利用がそれによって損なわれないことを条件として、自国の計画の必要のために機関の設備を要求する加盟国に対して、当該国の費用で機関の設備を提供する。理事会は、すべての加盟国の2/3の多数による議決によって、この利用に関する実施の方式を決定する。
- 2 1以上の加盟国が、第5条に定める活動及び計画のほかに、機関の任務の枠内で、プロジェクトの開始を希望する場合には、理事会は、すべての加盟国の2/3の多数によって、機関の援助を与えることを決定することができる。その結果、機関について生ずる経費は、加盟国又は関係加盟国が負担する。
- 3 (a) 機関の計画の枠内で開発された生産物は、計画の財政に参加し、かつ自国の必要のために当該生産物を要求する加盟国に提供される。
(b) 理事会は、すべての加盟国の2/3の多数によって、当該生産物が提供される実際的な方式、及び、特に、要請を行う加盟国が当該生産物を得ることができるよう、機関がその契約者に対して講ずべき措置を決定する。
(c) 当該加盟国は、機関に対して、契約者が提案した価格を正当でありかつ妥当であると考えてどうか、及び、同様の条件において当該価格を機関自体の必要を満たすために容認できるとみなすかどうかを陳述するよう要求することができる。
(d) 本項に定める要求を満たすことによって、機関にとっていかなる費用の増大をも生じさせることはできない。要求を行う加盟国は要求の結果生ずるすべての費用を負担する。

第10条 組織

機関の組織は、理事会並びに職員によって補佐される事務局長である。

第11条 理事会

- 1 理事会は、加盟国の代表によって構成される。
- 2 理事会は、必要に応じて、代表レベル又は閣僚レベルで会合する。理事会が別段の決定を行わない限り、会合は機関の本部で行う。
- 3 (a) 理事会は2年の任期で議長及び副議長を選出する。その任期は一度に限り1年間更新することができる。議長は理事会の作業を指揮し、その決定の準備を確保する。議長は加盟国に選択的計画の実施の提案を通知する。議長は機関の組織の活動の調整に協力する。議長は、理事会の代表を通じて、機関に関する一般的な方針の問題について、加盟国と連絡を維持し、当該問題に関する加盟国の見解を調和させるように努力する。会合の合間に、議長は事務局長に助言し、かつ、事務局長から必要な情報を受ける。
(b) 議長は役員会によって補佐される。役員会の構成は理事会が決定し、議長が会合を召集する。役員会は、議長のもとで理事会の会合の準備について、諮問の役割を果たす。
- 4 理事会は、閣僚レベルで会合する場合には、当該会期の議長を選出する。同議長は次の閣僚レベルでの会期を召集する。

- 5 この条約のその他の条項において定められる、これらの規定に基づく任務のほかに、理事会は、
- (a) 第5条1 (a) (i) 及び (ii) に定める活動及び計画に関して、
 - (i) すべての加盟国の過半数によって、これらの活動及び計画を承認する。このために行われた決定は、すべての加盟国の2/3の多数によって行う新しい決定によってのみ修正することができる。
 - (ii) すべての加盟国の全会一致の決定によって、次の5年間機関の使用に提供すべき財源の程度を決定する。
 - (iii) すべての加盟国の全会一致の決定によって、各5年間の3年目の終了時にむけて、状況の再検討の後、この3年目の終了時に開始する新たな5年間に機関の使用に提供しなければならない財源の程度を決定する。
 - (b) 第5条1 (a) (iii) 及び (iv) に定める活動に関して、
 - (i) その任務に対応する機関の方針を定める。
 - (ii) すべての加盟国の2/3の多数によって、加盟国に宛てた勧告を採択する。
 - (c) 第5条1 (b) に定める選択計画に関して、
 - (i) すべての加盟国の過半数によって各計画を容認する。
 - (ii) 適当な場合には、その実施中に計画の優先順位を決定する。
 - (d) 機関の年次作業計画を定める。
 - (e) 附属書2に定める予算に関して、次のものを採択する。
 - (i) すべての加盟国の2/3の多数によって、機関の年次一般予算。
 - (ii) 参加国の2/3の多数によって、各計画予算。
 - (f) すべての加盟国の2/3の多数によって、機関の財政規則その他のすべての財政規定を定める。
 - (g) 第5条1に定める義務的及び選択的活動に関する経費を検討する。
 - (h) 機関の検査を受けた年次会計簿を承認し及び公表する。
 - (i) すべての加盟国の2/3の多数によって、職員規定を採択する。
 - (j) すべての加盟国の2/3の多数によって、機関の平和的な目的を考慮して、機関の活動の枠内で又はその協力によって実現された技術及び生産物の加盟国の領域外への移転を許可する規則を採択する。
 - (k) 第22条の規定に基づき、新しい加盟国の加入を決定する。
 - (l) 第18条の規定に基づいて加盟国がこの条約を廃棄し又は加盟国でなくなる場合には、第24条の規定に基づいて講ずべき措置を決定する。
 - (m) この条約の枠内で、機関の任務達成に必要なその他のすべての措置を講ずる。
- 6 (a) 各加盟国は理事会において 1票を有する。ただし、加盟国は、もっぱら当該加盟国が参加しない容認された計画にのみ関係する問題に関して投票権を持たない。
- (b) 加盟国は、当該加盟国が参加する第5条に定める活動及び計画全体としての機関への拠出の延滞金が、現在の会計年度について決定された拠出金を越える場合には、理事会において投票権を持たない。他方、当該加盟国が参加する第5条1 (a) (ii) 又は (b) に定める計画の、いずれか一つとして加盟国が支払うべき拠出の延滞金が、現在の会計年度について決定された当該計画への拠出金を越える場合には、当該加盟国は、もっぱら当該計画のみに関係する問題について理事会での投票権を持たない。このような場合に、すべての加盟国の2/3の多数が、未払が当該加盟国の意志とは別の状況に基づいていると考える場合には、当該加盟国に対して、理事会における投票を許可することができる。
- (c) すべての加盟国の代表の過半数の出席が理事会が有効に討議するために必要である。
- (d) この条約に別段の定めがない限り、理事会の決定は、出席し投票する加盟国の単純多数決によって行われる。
- (e) この条約に定める全会一致又は過半数を決定するにあたって、投票権を持たない加盟国は考慮しない。

- 7 理事会は、その内部規則を定める。
- 8 (a) 理事会は、第5条1(a)(ii)に定める義務的科学的計画に関する問題を審議する科学計画委員会を設立する。理事会は、すべての場合において財源の程度を決定し、かつ年次予算を採択する任務を保持した上で、当該委員会に対して当該計画についての決定を行うことを許可する。科学計画委員会の任期は、すべての加盟国の2/3の多数によりかつ本条の規定に従い、理事会により定められる。
 - (b) 理事会は、機関の任務の達成に必要なその他の補助機関を設立することができる。理事会はすべての加盟国の2/3の多数によりこれらの機関の設置を決定し、権限を定め、当該機関が決定を行う権限を有する場合を定める。
 - (c) 補助機関がもつばら第5条1(b)に定める選択的計画の一つにのみ関係する問題を検討する際に、非参加国は、すべての参加国が別段に決定を行わない限り、投票権を持たない。

第12条 事務局長及び職員

- 1 (a) 理事会は、すべての加盟国の2/3の多数によって、所定の任期で事務局長を任命する。理事会は、同じ多数決によって、事務局長を解任することができる。
 - (b) 事務局長は、機関の最高の行政職員であり、すべての行為において機関を代表する。事務局長は、理事会から受ける指示に従って、機関の管理、計画の実施、方針の適用及び任務の遂行に必要な措置をとる。機関のすべての施設はその権限の下に置かれる。事務局長は、機関の財政管理にあたって、附属書2の規定に従う。事務局長は、理事会のために、公刊される年次報告を作成する。事務局長はまた、活動及び計画並びに機関の任務遂行を確保するのに適した措置に関する提案を提出することができる。事務局長は、投票権を有することなく、機関の会合に参加する。
 - (c) 理事会は、この条約の効力発生の後又はその後空席が生ずる場合に、必要と判断する期間、事務局長の任命を延期することができる。この場合に、理事会は、事務局長の代理として行動する者を任命する。その権限と責任は、理事会が決定する。
- 2 事務局長は、理事会によって許可された限度において、必要と判断する科学上、技術上、行政上の職員及び事務職員によって補佐される。
- 3 (a) 理事会が定める管理職員は、事務局長の提案によって理事会が雇用しかつ解雇する。理事会が行う雇用及び解雇は、すべての加盟国の2/3の多数による議決を必要とする。
 - (b) その他の職員の構成員は、理事会の代理人として行動する事務局長によって任命され又は解雇される。
 - (c) 職員全体は、加盟国の国民の間での職責の適切な配分を考慮して、その資格に基づいて採用される。雇用は職員規則に基づき行われ又は終了する。
 - (d) 職員ではない、機関の施設において研究を行う研究者は、事務局長の権限の下に置かれ、理事会が採択する一般規則に従う。
- 4 機関に対する事務局長及び職員の責任は、もつばら国際的な性格を有する。その任務の遂行にあたって、事務局長及び職員は、いずれの政府又は機関以外のいずれの当局からの指示も受けてはならない。加盟国は、事務局長及び職員の構成員の責任の国際性を尊重し、その任務の遂行にあたって、これらの者に影響を及ぼそうとしてはならない。

第13条 財政拠出

- 1 各加盟国は、第11条5(a)(iii)に定める3年毎の再検討の際に、又はすべての加盟国の全会一致によって新しい拠出比率表の作成を決定する場合に、理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって採択する拠出比率表に従って、第5条1(a)に定める活動及び計画の実施経費、及び附属書2に基づく機関の共同経費を拠出する。拠出金の拠出比率表は、統計が利用可能な最も新しい3年間の各加盟国の国民所得の平均に基づいて作成する。ただし、
 - (a) いずれの加盟国も、これらの費用を賄うために理事会が決定する拠出総額の25%を越えて拠出金を支払う義務はない。

- (b) 理事会は、すべての加盟国の2/3の多数によって、特別な状況を理由として加盟国の拠出金を暫定的に軽減することを決定することができる。特に、加盟国の一人あたり国民所得が理事会により同じ多数決によって決定される額以下である場合には、この状態はこの規定にいう特別な状況とみなされる。
- 2 各加盟国は、選択的計画への参加に関心がないと明瞭に宣言し、その結果、計画に参加しない限り、第5条1(b)に定める各選択的計画の実施経費に拠出する。すべての加盟国が別段の決定を行う場合を除いて、所与の計画への拠出比率表は、統計が利用可能な最も新しい3年間の各参加国の国民所得の平均に基づいて作成される。この拠出比率表は、3年毎に又は理事会が1の規定に基づいて新しい拠出比率表を作成することを決定する場合に改正する。しかしながら、いずれの参加国も、当該比率表の運用によって、審議された計画の拠出総額の25%を越える拠出金を支払う義務はない。ただし、各参加国の出資率は、計画の採択の際に又は計画の実施中にすべての参加国が別段の決定を行わない限り、1に定める方式に従って作成される自国の拠出率の少なくとも25%に等しくなければならない。
- 3 1及び2に定める拠出比率表の作成のために利用される統計システムは同一であり、財政規則に明記される。
- 4 (a) 欧州宇宙研究機構設立条約又は欧州ロケット開発機構設立条約の締約国ではなかった国で、この条約の締約国となる国は、その拠出金の支払に加えて、機関の財産の現在価値に応じて特別な支払を行わなければならない。理事会はすべての加盟国の2/3の多数によって、この特別な支払の額を決定する。
- (b) (a)に基づき行われる支払は、理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって別段の決定を行わない限り、他の加盟国の拠出金を軽減するために使用する。
- 5 本条の規定に基づいて支払うべき拠出額は、附属書2の規定に基づいて支払われる。
- 6 事務局長は、理事会の指示に従うことを条件として、機関の任務に適合しない条件の対象とならない場合には、機関への寄付及び遺贈を受け取ることができる。

第14条 協力

- 1 機関は、理事会がすべての加盟国の全会一致によって行う決定に基づき、他の国際組織及び機関並びに非加盟国の政府、組織及び機関と協力し、これらの組織及び機関とこの目的のための協定を締結することができる。
- 2 この協力は、第5条1(a)(ii)又は第5条1(b)に基づく1以上の計画への非加盟国又は国際組織の参加の形態をとることができる。1の規定に基づいて行うべき決定を条件として、この協力の詳細な方式は、理事会により、審議される計画の参加国の2/3の多数によって、各場合において定められる。これらの方式は、理事会がもつぱら非加盟国が参加する計画にのみ関係する問題を検討する場合に、当該非加盟国が理事会において投票権を有することを定めることができる。
- 3 この協力はまた、第5条1(a)(i)に基づく将来のプロジェクトの研究に最小限の拠出を行うことを約束する非加盟国に準加盟国の地位を与えるという形態をとることができる。理事会は、各場合において、すべての加盟国の2/3の多数によって、この協力の詳細な方式を定める。

第15条 法的地位、特権及び免除

- 1 機関は法人格を有する。
- 2 機関、職員及び専門家並びに加盟国の代表は、附属書1に定める法律上の能力、特権及び免除を享受する。
- 3 機関の本部及び第6条に基づいて設立された施設に関する協定は、機関と本部又は当該施設のある加盟国の間で締結する。

第16条 改正

- 1 理事会は、この条約並びに附属書1の改正を加盟国に勧告することができる。改正を提案することを希望する加盟国は、この旨を事務局長に通告する。事務局長は、このように通告された改正を、理事会による検討の少なくとも3カ月前に加盟国に通知する。

2 理事会によって勧告された改正は、フランス政府がすべての加盟国によるその受理の通告を受けた30日後に効力を発生する。フランス政府はすべての加盟国に当該改正の効力発生の日を通知する。

3 理事会は、改正がこの条約に矛盾しないという条件で、すべての加盟国の全会一致によって行う決定により、この条約の他の附属書を改正することができる。改正は、理事会がすべての加盟国の全会一致によって決定を行う日に効力を生ずる。事務局長は、すべての加盟国にこのように採択された改正及びその効力発生の日を通知する。

第17条 紛争

- 1 この条約又はその附属書の解釈若しくは適用に関する2以上の加盟国間又は1以上の加盟国と機関との紛争、並びに理事会の調停によって解決されない附属書1の第26条に定めるいずれかの紛争は、紛争のいずれか一方の当事者の要請によって仲裁裁判に付託される。
- 2 紛争当事者が別段に決定を行わない限り、仲裁裁判の手続は、本条及び理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって採択する追加規則に基づいて行われる。
- 3 仲裁裁判所は3人の仲裁人で構成する。各紛争当事者は、1人の仲裁人を任命する。最初の2人の仲裁人は、仲裁裁判所長となる第3番目の仲裁人を任命する。2に定める追加規則は、この任命が所定の期間内に行われなかった場合に従うべき手続を定める。
- 4 加盟国及び機関は、紛争当事者でない場合に、仲裁裁判所が事件の解決に実質的な利益を有すると考える場合には、仲裁裁判所の同意によって訴訟に参加することができる。
- 5 仲裁裁判所は開廷地を決定し及び手続規則を定める。
- 6 仲裁裁判所の決定は仲裁人の過半数によって行われる。仲裁人は投票を棄権することができない。決定は紛争当事者にとって最終的でありかつ拘束力を有する。決定に対していかなる上訴も提起することはできない。当事者は遅滞なく決定に従うものとする。決定の意味及び範囲に関して異議がある場合には、仲裁裁判所は、一方の紛争当事者の要請によって決定を解釈する。

第18条 義務の不履行

この条約から生ずる義務を履行しない加盟国は、理事会がすべての加盟国の2/3の多数によって行う決定によって、機関の加盟国であることを停止する。この場合に第24条の規定を適用することができる。

第19条 権利及び義務の継続

機関は、この条約の効力発生の日に、欧州宇宙研究機構及び欧州ロケット開発機構の権利及び義務の全体を引き継ぐ。

第20条 署名及び批准

- 1 この条約は1975年12月31日まで欧州宇宙会議の構成国の署名に開放される。この条約の附属書は条約の不可分の一部をなす。
- 2 この条約は、批准又は受諾を必要とする。批准書又は受諾書はフランス政府に寄託する。
- 3 署名国は、条約の効力発生の後、批准書又は受諾書の寄託まで、投票権なしに機関の会合に参加することができる。

第21条 効力発生

- 1 この条約は、欧州宇宙研究機構又は欧州ロケット開発機構の加盟国である次の国が条約に署名し、かつフランス政府に批准書又は受諾書を寄託した場合に効力を生ずる。ドイツ連邦共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、スペイン、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、スウェーデン王国、及びスイス連邦。条約は、その効力発生の後に条約を批准し、受諾し又は加入する国に関しては、当該国による批准書、受諾書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。
- 2 欧州宇宙研究機構設立条約及び欧州ロケット開発機構設立条約は、この条約の効力発生の日に終了する。

第22条 加入

- 1 いずれの国も、この条約の効力発生の日から、すべての加盟国の2/3の多数によって行われる理事会の決定によって、この条約に加入することができる。
- 2 この条約への加入を希望する国は、この旨を事務局長に通告する。事務局長は、この要請を決定のために理事会に提出する少なくとも3カ月前に加盟国に通知する。
- 3 加入書はフランス政府に寄託する。

第23条 通告

フランス政府は、すべての署名国及び加入国に以下のことを通告する。

- (a) 各批准書、受諾書又は加入書の寄託の日。
- (b) 第16条2に定めるこの条約及び改正の効力発生の日。
- (c) 加盟国による条約の廃棄。

第24条 廃棄

- 1 いずれの締約国も、効力発生の日から6年を経過した後、フランス政府への通告によって、この条約を廃棄することができる。フランス政府は、廃棄を他の加盟国及び事務局長に通告する。廃棄は、フランス政府へ通告された年の次の会計年度の終了時に効力を生ずる。当該国は、廃棄が効力を生じた後、廃棄通告がフランス政府に対して行われた会計年度の自国が参加した予算並びに前の会計年度の予算として、可決され使用された誓約予算に対応する払込予算の分担額を支払う義務を有する。
- 2 条約を廃棄する加盟国は、機関に財産の使用の継続又は当該国の領域でのその若干の活動の続行を保証する特別な協定を機関と締結する可能性がない限り、自国の領域で生ずる財産の滅失を機関に補償しなければならない。この特別な協定は、財産の使用の継続及び活動の続行について、特にどのような措置においてかつどのような条件で、この条約の規定が、廃棄が効力を生じた後も継続して適用されるかを決定する。
- 3 条約を廃棄する加盟国及び機関は、共同で、当該国の負担とすることができる補足的な義務を決定する。
- 4 当該国は、廃棄の効力発生の日まで、既得権を留保する。

第25条 解散

- 1 機関は、加盟国の数が5以下に減少する場合に解散する。機関は、加盟国の合意によっていつでも解散することができる。
- 2 理事会は、解散の場合に、当該時に機関の本部及び施設が自国の領域にある国と交渉する精算機関を任命する。機関の法人格は、精算の必要のために存続する。
- 3 資産は、解散の際に機関の加盟国である国の間で、これらの国がこの条約の締約国となって以来、実際に支払われた拠出金の比率に応じて分配する。負債がある場合には、これらの加盟国が現在の会計年度について定められた拠出金の比率に応じて負債を負担する。

第26条 登録

フランス政府は、この条約の効力発生と同時に、国際連合憲章第102条の規定に基づき国際連合事務総長に対してこの条約を登録する。